

IP-OneIP フォン B プラン「Dialpad」特約条項

ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）は、第 3 条に定める IP-OneIP フォン B プラン「Dialpad」サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供するため、この特約（以下「本特約」といいます。）を制定します。本サービスは、第 3 条に定める特定クラウドサービスの一部に付随するサービスとなります。本特約は、当社が定める IP 電話サービス契約約款（以下「約款」といいます。）の第 43 条の 8 に基づき、約款の規定を本特約の内容の一部変更する事項を定めることを目的とします。

（本特約の適用）

第 1 条 本特約の内容が約款に基づく提供条件と異なる場合、その部分についてはこの特約条項の内容を優先し、その他の部分については約款の規定によるものとします。

（本特約の変更）

第 2 条 当社は、本特約第 5 条(7)に定める方法により第 1 種 IP 電話契約者に通知することにより本特約を変更することがあります。その場合には、料金その他の本サービス提供条件は変更後の特約によります。

（用語）

第 3 条 本特約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1)	特定クラウドサービス規約	当社が規定する「Dialpad サービス及びオプションサービス利用規約」
(2)	特定クラウドサービス	特定クラウドサービス規約に基づいて提供されるクラウドサービス
(3)	特定クラウドサービス契約	特定クラウドサービス規約に基づく利用契約
(4)	番号付与特定クラウドサービスライセンス	特定クラウドサービス契約に基づき提供されるライセンスの内、当社が IP-One IP フォン B プラン「DialPad」サービスの音声通信番号を付与するものとして第 7 条に定めるもの
(5)	IP-One IP フォン B プラン「DialPad」サービス	約款の第 1 種 IP データサービスのプラン 2 及び本特約条項の規定にもとづき提供する 050 IP 電話サービス

(特定クラウドサービスとの関係)

第4条

- 1 特定クラウドサービスのトライアル期間が終了し、かつゲートウェイなしタイプの契約を行った場合は本サービスの音声通信番号を継続利用できます。ゲートウェイありタイプの契約やトライアルを終了する場合は本サービスに係る契約も終了し、該当トライアルのために付与した本サービスの音声通信番号も無効になり、継続利用は出来ません。

- 2 本サービスの利用期間と料金については特定クラウドサービス規約第4条及び第7条に定めるとおりとします。通話料金については本特約に定めます。また、特定クラウドサービス契約が終了した場合、本サービスも終了します。

(変更条文)

第5条 当社は、本サービスを提供するため、次の各号に掲げる約款の各条文を、それぞれ次のとおり変更します。

(1) 第7条

当社は、特定クラウドサービス規約に基づく1の特定クラウドサービス契約ごとに1の第1種IP電話契約を締結します。この場合、第1種IP電話契約者は、1の第1種IP電話契約につき1人に限ります。

(2) 第8条

第1種IP電話契約の申込みを行うことができる者は、特定クラウドサービス規約に規定する特定クラウドサービス契約を締結している者に限ります。

(3) 第10条 第2項(2)

申込者が、第1種IP電話サービス又は特定クラウドサービス規約に規定する特定クラウドサービスに係る料金その他の費用の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(4) 第10条 第2項(3)

第42条(利用に係るIP電話契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。

(5) 第10条 第2項(4)

申込者に係る特定クラウドサービス規約に規定する特定クラウドサービスが利用停止されている、又は同規約に規定する当社が行う特定クラウドサービスの解除を受けたことがあるとき。

(6) 第14条 (1)

第1種IP電話契約に係る特定クラウドサービス規約に規定する特定クラウドサービスの種類及び品目等の変更

(7) 第15条の2 第5項

第2項及び第4項に定める通知を行う場合、当社は、第1種IP電話契約者の住所等への郵送等の通知、又は、第1種IP電話契約者への電子メールの送信をもって、その通知を行ったものとみなします。

(8) 第22条第1項(5)

IP電話契約に係る特定クラウドサービス規約に規定する特定クラウドサービスが利用中止になったとき。

(9) 第23条第1項(5)

IP電話契約に係る特定クラウドサービス規約に規定する特定クラウドサービスが利用停止になったとき。

(10) 第28条 第1項

第1種IP電話契約者は、特定クラウドサービス規約に規定するところにより、利用契約者回線を使用することができない場合においては、第1種IP電話サービスを利用することはできません。

(11) 料金表 第1表料金 第1月額料金 1適用 (2) 細目に係る料金の適用 ア

種 類	内 容
プラン2 (商品名：IPOne IPフォンB プラン Dialpadサ ービス)	特定クラウドサービス規約に規定する特定クラウドサービス契約に基づき特定クラウドサービスを利用するもの

(12) 料金表 第1表料金 第1月額料金 1適用 (3) 音声通信番号の付与に係る料金の適用 ア (ア) 第1種IP電話サービスに係るもの

区 分	適 用
プラン2に係るもの	契約ごとに1の音声通信番号、及び番号付与特定クラウドサービスライセンスごとに1の音声通信番号を付与するもの

(13) 料金表 第1表料金 第1月額料金 1適用 (3) 音声通信番号の付与に係る料金の適用 イ

プラン2に係る第1種IP電話契約者は、特定クラウドサービス契約について、音声通信番号を追加する請求を行うことができます。

(14) 料金表 第1表料金 第1月額料金 1適用 (8) 最低利用期間に係る料金の適用 ア

区 分	最低利用期間
プラン2に係るもの	なし

(15) 料金表 第1表料金 第2通信料金 2料金額 (1)国内通信に係るもの ア オフネット通信に係るもの (ア) (イ) 及び (ウ) 以外のもの

区 分	料 金 額 (180.0 秒までごとに)
第1種IP電話サービスに係るもの	7.9円 (税抜)

(16) 料金表 第1表料金 第2通信料金 2料金額 (1)国内通信に係るもの ア オフネット通信に係るもの (イ) 移動体電話設備への着信に係るもの ① 第1種移動体電話設備への着信に係るもの

区 分	料 金 額 (60.0 秒までごとに)	
	午前8時から午後11時まで	午前0時から午前8時まで及び午後11時から午後12時まで
第1種IP電話サービスに係るもの	16円 (税抜)	
備考		
<ul style="list-style-type: none"> ・別に定める電気通信事業者の契約約款に規定する付加機能を利用することにより特定IP電話設備（協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則第10条第1項第2号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備に限ります。以下同じとします。）に着信する通信については、この欄に規定する通信料金を適用します。 ・全時間帯における当社の第1種移動体電話設備（旧ワイモバイル株式会社に係るものを除きます。）に着信する国内通信（以下、この欄において「指定音声通信」といいます。）につい 		

て、当欄の規定にかかわらず、その通信料金の支払いを要しないこととします。

(17) 料金表 第1表料金 第2通信料金 2料金額 (2) 国際通信に係るもの アイ以外のもの

(単位：円)

地域区分	最初の1分まで	最初の1分経過後1分までごとに
アイスランド共和国	69	70
アイルランド	19	20
アゼルバイジャン共和国	69	70
アセンション島	179	180
アゾレス諸島	34	35
アフガニスタン・イスラム共和国	159	160
アメリカ合衆国	8	9
アラブ首長国連邦	49	50
アルジェリア民主人民共和国	126	127
アルゼンチン共和国	49	50
アルバ	79	80
アルバニア共和国	119	120
アルメニア共和国	201	202
アンギラ	79	80
アンゴラ共和国	44	45
アンティグア・バーブーダ	79	80
アンドラ公国	40	41
イエメン共和国	139	140
イスラエル国	29	30
イタリア共和国	19	20
イラク共和国	224	225
イラン・イスラム共和国	79	80
インド	79	80
インドネシア共和国	44	45
ウガンダ共和国	49	50
ウクライナ	49	50
ウズベキスタン共和国	99	100
ウルグアイ東方共和国	59	60

英領バージン諸島	54	55
エクアドル共和国	59	60
エジプト・アラブ共和国	74	75
エストニア共和国	79	80
エチオピア連邦民主共和国	149	150
エリトリア国	124	125
エルサルバドル共和国	59	60
オーストラリア連邦	19	20
オーストリア共和国	29	30
オマーン国	79	80
オランダ王国	19	20
オランダ領アンティル	69	70
オランダ領セント・マーティン	69	70
ガーナ共和国	69	70
カーボヴェルデ共和国	74	75
ガイアナ協同共和国	114	115
カザフスタン共和国	69	70
カタール国	111	112
カナダ	9	10
カナリー諸島	29	30
ガボン共和国	69	70
カメルーン共和国	79	80
ガンビア共和国	114	115
カンボジア王国	89	90
ギニア共和国	69	70
ギニアビサウ共和国	254	255
キプロス共和国	44	45
キューバ共和国	111	112
ギリシャ共和国	34	35
キリバス共和国	154	155
キルギス共和国	139	140
グアテマラ共和国	49	50
グアドループ島	74	75
グアム	19	20
クウェート国	79	80

クック諸島	154	155
グリーンランド	89	90
クリスマス島	19	20
グレートブリテン・北アイルランド連 合王国	19	20
グレナダ	112	113
クロアチア共和国	100	101
ケイマン諸島	69	70
ケニア共和国	74	75
コートジボワール共和国	79	80
ココス諸島	19	20
コスタリカ共和国	34	35
コモロ連合	79	80
コロンビア共和国	44	45
コンゴ共和国	149	150
コンゴ民主共和国	74	75
サイパン	29	30
サウジアラビア王国	79	80
サモア独立国	79	80
サントメ・プリンシペ民主共和国	199	200
ザンビア共和国	69	70
サンピエール島・ミクロン島	49	50
サンマリノ共和国	59	60
シエラレオネ共和国	174	175
ジブチ共和国	124	125
ジブラルタル	89	90
ジャマイカ	74	75
ジョージア	100	101
シリア・アラブ共和国	109	110
シンガポール共和国	29	30
ジンバブエ共和国	69	70
スイス連邦	39	40
スウェーデン王国	19	20
スーダン共和国	124	125
スペイン	29	30

スペイン領北アフリカ	29	30
スリナム共和国	79	80
スリランカ民主社会主義共和国	74	75
スロバキア共和国	44	45
スロベニア共和国	99	100
スワジランド王国	44	45
セーシェル共和国	179	180
赤道ギニア共和国	119	120
セネガル共和国	124	125
セルビア共和国	119	120
セントクリストファー・ネーヴィス	112	113
セントビンセント・グレナディーン諸島	79	80
セントヘレナ島	127	128
セントルシア	112	113
ソマリア民主共和国	124	125
ソロモン諸島	158	159
タークス・カイコス諸島	112	113
タイ王国	44	45
大韓民国	29	30
台湾	29	30
タジキスタン共和国	59	60
タンザニア連合共和国	79	80
チェコ共和国	44	45
チャド共和国	249	250
中央アフリカ共和国	127	128
中華人民共和国	28	29
チュニジア共和国	69	70
朝鮮民主主義人民共和国	128	129
チリ共和国	34	35
ツバル	119	120
ディエゴ・ガルシア	179	180
デンマーク王国	29	30
ドイツ連邦共和国	19	20
トーゴ共和国	109	110

トケラウ諸島	158	159
ドミニカ共和国	34	35
ドミニカ国	112	113
トリニダード・トバゴ共和国	54	55
トルクメニスタン	109	110
トルコ共和国	44	45
トンガ王国	104	105
ナイジェリア連邦共和国	79	80
ナウル共和国	109	110
ナミビア共和国	79	80
ニウエ	159	160
ニカラグア共和国	54	55
ニジェール共和国	69	70
ニューカレドニア	99	100
ニュージーランド	24	25
ネパール連邦民主共和国	104	105
ノーフォーク島	78	79
ノルウェー王国	19	20
バーレーン王国	79	80
ハイチ共和国	74	75
パキスタン・イスラム共和国	69	70
バチカン市国	19	20
パナマ共和国	54	55
バヌアツ共和国	158	159
バハマ国	34	35
パプアニューギニア独立国	49	50
バミューダ島	49	50
パラオ共和国	99	100
パラグアイ共和国	59	60
バルバドス	74	75
ハワイ	8	9
ハンガリー共和国	34	35
バングラディシュ人民共和国	69	70
東ティモール民主共和国	59	60
フィジー諸島共和国	49	50

フィリピン共和国	34	35
フィンランド共和国	29	30
ブータン王国	69	70
プエルトリコ	39	40
フェロー諸島	74	75
フォークランド諸島	169	170
ブラジル連邦共和国	29	30
フランス共和国	19	20
フランス領ギアナ	49	50
フランス領ポリネシア	49	50
ブルガリア共和国	79	80
ブルキナファソ	79	80
ブルネイ・ダルサラーム国	59	60
ブルンジ共和国	69	70
米領サモア	49	50
米領バージン諸島	19	20
ベトナム社会主義共和国	84	85
ベナン共和国	79	80
ベネズエラ・ボリバル共和国	49	50
ベラルーシ共和国	79	80
ベリーズ	54	55
ペルー共和国	54	55
ベルギー王国	19	20
ポーランド共和国	39	40
ボスニア・ヘルツェゴビナ	59	60
ボツワナ共和国	74	75
ボリビア共和国	54	55
ポルトガル共和国	34	35
香港特別行政区	29	30
ホンジュラス共和国	64	65
マーシャル諸島共和国	109	110
マイヨット島	79	80
マカオ特別行政区	54	55
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	79	80
マダガスカル共和国	159	160

マデイラ諸島	34	35
マラウイ共和国	126	127
マリ共和国	54	55
マルタ共和国	69	70
マルチニーク島	54	55
マレーシア	29	30
ミクロネシア連邦	78	79
南アフリカ共和国	74	75
南スーダン共和国	124	125
ミャンマー連邦	89	90
メキシコ合衆国	34	35
モーリシャス共和国	69	70
モーリタニア・イスラム共和国	79	80
モザンビーク共和国	126	127
モナコ公国	24	25
モルディブ共和国	104	105
モルドバ共和国	101	102
モロッコ王国	69	70
モンゴル国	59	60
モンセラット	112	113
モンテネグロ	119	120
ヨルダン・ハシェミット王国	109	110
ラオス人民民主共和国	104	105
ラトビア共和国	89	90
リトアニア共和国	59	60
リビア	69	70
リヒテンシュタイン公国	29	30
リベリア共和国	74	75
ルーマニア	59	60
ルクセンブルク大公国	34	35
ルワンダ共和国	124	125
レソト王国	69	70
レバノン共和国	111	112
レユニオン	69	70
ロシア連邦	44	45

ワリス・フテュナ諸島	219	220
特定衛星携帯 2	306	307
特定衛星携帯 3	208	209
特定衛星携帯 4	208	209
特定衛星携帯 5	174	175
特定衛星携帯 6	249	250

(約款の適用除外)

第6条 当社は、本サービスを提供するため、次の各号に掲げる約款の各条文については適用しないものとします。

- (1) 第11条
- (2) 第14条(3)
- (3) 第15条
- (4) 第28条第2項
- (5) 料金表 第1表料金 第1月額料金 1適用 (7) ユニバーサルサービス料の適用
- (6) 料金表 第1表料金 第1月額料金 2料金額 (1)基本料 ア 第1種IP電話サービスに係るもの
- (7) 料金表 第1表料金 第1月額料金 2料金額 (2) 追加番号使用料 ア 第1種IP電話サービスに係るもの
- (8) 料金表 第1表料金 第1月額料金 2料金額 (6) 付加機能使用料 1番号情報送出機能
- (9) 料金表 第1表料金 第1月額料金 2料金額 (6) 付加機能使用料 2限定通信機能
- (10) 料金表 第1表料金 第1月額料金 2料金額 (6) 付加機能使用料 4発信電気通信番号非通知機能
- (11) 料金表 第2表 工事に関する費用 第1工事費 2 工事費の額 (1) 第1種IP電話サービスに係るもの

(番号付与特定クラウドサービスライセンス)

第7条 特定クラウドサービス契約に基づき提供されるライセンスの内、当社が本サービスの音声通信番号を付与するものは、下表の「ライセンス名」に掲載するライセンスを対象とします。また、特定クラウドサービスのトライアル用に当社が本サービスの音声通信番号を付与するものは、下表の「トライアル対象」に「○」を付したライセンスに限定されるものとします。

規約名	タイプ	ライセンス名	トライアル
-----	-----	--------	-------

			対象
Dialpad サービス及びオプションサービス利用規約 (ソフトバンク株式会社提供)	ゲートウェイなし タイプ <Dialpad for 050>	ユーザーライセンス	-
		追加番号ライセンス	-
	ゲートウェイなし タイプ <Dialpad for 050(トライアル)>	ユーザーライセンス (トライアル)	○
		追加番号ライセンス (トライアル)	○

(トライアル利用中の適用条件)

第 8 条 特定クラウドサービス契約が第 7 条で定めるトライアル対象のライセンスである場合、本サービスには以下の条件が適用されます。

- (1) 第 1 種 I P 電話契約者のトライアル利用中の通話履歴や本サービスのご利用内容等について確認させていただく場合があります。
- (2) 特定クラウドサービスを使用して本サービス以外を使った音声発信を行った場合は、当該本サービス以外の音声通話にかかる通話料が発生します。
- (3) 当社は、第 1 種 I P 電話契約者が、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、何ら事前の通知又は催告を要せず本サービスの一部もしくは全部の停止、又は、解除をすることができるものとします。
 - (ア) 第 1 種 I P 電話契約者が電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)に定める電気通信事業を営んでいることが判明したとき。
 - (イ) トライアルとは別目的での利用と当社が判断したとき。
 - (ウ) その他本サービスを提供することが困難となる事由が生じたとき。

附 則

(実施期日)

- 1 本特約は、2018 年 11 月 30 日から実施します。